

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第二編 居住者の納税義務</p> <p>第一章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>第一節 各種所得の金額の計算</p> <p>第一款 所得の種類及びその計算並びに所得控除</p> <p>第二款 所得金額の計算の通則</p> <p>第三款 収入金額の計算</p> <p>第四款 必要経費等の計算</p> <p>法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係</p> <p>法第46条((所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入))関係</p> <p>法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係</p> <p>法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係</p> <p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p>法第50条((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p>法第51条((資産損失の必要経費算入))関係</p> <p>法第52条((貸倒引当金))関係</p> <p>(廃止)</p> <p>法第54条((退職給与引当金))関係</p> <p>法第56条((事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例))関係</p> <p>法第57条((事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例))関係</p> <p>第四款の二 外貨建取引の換算</p> <p>第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例</p> <p>第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例</p> <p>第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例</p> <p>法第65条(<u>(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期))</u>関係</p> <p>法第66条((工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期))関係</p> <p>法第67条((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))関係</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第二編 居住者の納税義務</p> <p>第一章 課税標準及びその計算並びに所得控除</p> <p>第一節 各種所得の金額の計算</p> <p>第一款 所得の種類及びその計算並びに所得控除</p> <p>第二款 所得金額の計算の通則</p> <p>第三款 収入金額の計算</p> <p>第四款 必要経費等の計算</p> <p>法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係</p> <p>法第46条((所得税額から控除する外国税額の必要経費不算入))関係</p> <p>法第47条((たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法))関係</p> <p>法第48条((有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法))関係</p> <p>法第49条((減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p>法第50条((繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法))関係</p> <p>法第51条((資産損失の必要経費算入))関係</p> <p>法第52条((貸倒引当金))関係</p> <p><u>法第53条((返品調整引当金))</u>関係</p> <p>法第54条((退職給与引当金))関係</p> <p>法第56条((事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例))関係</p> <p>法第57条((事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例))関係</p> <p>第四款の二 外貨建取引の換算</p> <p>第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例</p> <p>第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例</p> <p>第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例</p> <p>法第65条(<u>(延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期))</u>関係</p> <p>法第66条((工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期))関係</p> <p>法第67条((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))関係</p>

法第67条の2((リース取引に係る所得の金額の計算))関係

法第67条の3((信託に係る所得の金額の計算))関係

第二節 損失の繰越控除

第三節 所得控除

第二章 税額の計算

第三章 申告、納付及び還付

第四章 期限後申告及び修正申告等の特例

第五章 更正の請求の特例

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第四編 源泉徴収

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10—10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号《障害者等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

法第67条の2((リース取引に係る所得の金額の計算))関係

法第67条の3((信託に係る所得の金額の計算))関係

第二節 損失の繰越控除

第三節 所得控除

第二章 税額の計算

第三章 申告、納付及び還付

第四章 期限後申告及び修正申告等の特例

第五章 更正の請求の特例

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第四編 源泉徴収

法第10条((障害者等の少額預金の利子所得等の非課税))関係

(確認書類の範囲)

10—10 法第10条第2項又は第5項に規定する書類(当該書類の写しを含む。以下10—25までにおいて「確認書類」という。)には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を含むものとする。

(1) 規則第7条第1項各号《障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等》に掲げる「障害者等の身体障害者手帳、遺族基礎年金の年金証書その他の財務省令で定める書類」(同項第2号に規定する「妻であることを証する書類」及び同項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」を除く。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)

イ 令第31条の2第8号《障害者等の範囲》に規定する障害補償費又は遺族補償費に係る市の長(公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項《認定等》に規定する市の長(同項に規定する特別区の長を含む。))をいう。以下この(1)において同じ。)の支給決定通知書

ロ 公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の規定に基づく、市の長の同条第2項の規定による認定をした旨を証する書類

ハ 身体障害者手帳等が通知書である場合における当該通知書の改定通知書又は非改定通知書

ニ 身体障害者手帳等が証書である場合における当該証書の改定証書

(2) 規則第7条第1項第2号に規定する「妻であることを証する書類」

イ 身体障害者手帳等のうち、妻である旨の記載又は妻である旨の略称若しくは記号の記載があるもの

- ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの
- ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書
- ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書
- ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの
- (3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」
規則第7条第2項第4号に掲げる書類（次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの
- (4) 規則第7条第2項第9号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」
 - イ 国民健康保険高齢受給者証
（国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の4の2、様式第1号の5、様式第1号の5の2）
 - ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証
（国民健康保険法施行規則 様式第7号、様式第7号の2）
 - ハ 国民健康保険特別療養証明書
（国民健康保険法施行規則 様式第2号、様式第2号の2）
 - ニ 健康保険特例退職被保険者証
（健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4)）
 - ホ 健康保険高齢受給者証
（健康保険法施行規則 様式第10号1(2)）
 - ヘ 健康保険特別療養証明書
（健康保険法施行規則 様式第12号）
 - ト 健康保険被保険者受給資格者票
（健康保険法施行規則 様式第16号）
 - チ 船員保険高齢者受給者証
（船員保険法施行規則 様式第2号）
 - リ 共済組合組合員被扶養者証

- ロ 身体障害者手帳等以外の書類で当該身体障害者手帳等の発行者等が発行したもののうち、妻として年金を受給している旨等が確認できる事項の記載があるもの
- ハ 消除された住民票の写し又は消除された住民票に記載された事項に関する証明書
- ニ 戸籍（改製原戸籍を含む。）の謄本、抄本若しくは戸籍に記載された事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは除かれた戸籍に記載された事項に関する証明書
- ホ 妻である者がいわゆる内縁関係にあった者である場合には、住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（上記のハの書類を含む。）のうちその旨が確認できるもの、又は年金の裁定を受けるために提出した書類の写しその他の書類で事実上婚姻関係と同様の事情にあった旨が確認できるもの
- (3) 規則第7条第1項第13号に規定する「児童の母であることを証する事項の記載がある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書」
規則第7条第2項第4号に掲げる書類（次の(4)のイからタまでに掲げる書類を含む。）のうち、当該書類の被扶養者欄等に子がいる旨（児童の母である旨）の記載があるもの
- (4) 規則第7条第2項第9号に規定する「官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの」
 - イ 国民健康保険高齢受給者証
（国民健康保険法施行規則 様式第1号の4、様式第1号の5）
 - ロ 国民健康保険の退職被保険者に係る被保険者証
（国民健康保険法施行規則 様式第7号）
 - ハ 国民健康保険特別療養証明書
（国民健康保険法施行規則 様式第2号）
 - ニ 健康保険特例退職被保険者証
（健康保険法施行規則 様式第9号(3)(4)）
 - ホ 健康保険高齢受給者証
（健康保険法施行規則 様式第10号）
 - ヘ 健康保険特別療養証明書
（健康保険法施行規則 様式第12号）
 - ト 健康保険被保険者受給資格者票
（健康保険法施行規則 様式第16号）
 - チ 船員保険高齢者受給者証
（船員保険法施行規則 様式第2号）
 - リ 共済組合組合員被扶養者証

- (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ヌ 共済組合高齢受給者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ル 共済組合特別療養証明書
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ワ 共済組合任意継続組合員証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- ヨ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
- タ 自衛官診療証
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)
- レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)
- ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)
- ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証
- ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類
- (注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。
- 2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第

- (国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第19号)
- ヌ 共済組合高齢受給者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第15号の3)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第20号)
- ル 共済組合特別療養証明書
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第24号の2)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第23号)
- ヲ 共済組合船員組合員被扶養者証
(国家公務員共済組合法施行規則 別紙様式第40号)
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第41号)
- ワ 共済組合任意継続組合員証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号)
- カ 共済組合任意継続組合員被扶養者証
(地方公務員等共済組合法施行規程 別紙様式第46号の2)
- ヨ 私立学校教職員共済資格喪失後継続給付証明書
(日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則 様式第16号)
- タ 自衛官診療証
(防衛省職員療養及び補償実施規則 別紙様式第12)
- レ 規則第7条第2項第4号に掲げる書類(上記イからタまでに掲げる書類を含む。)に記載されている被扶養者又は療養者等から提示された当該書類(当該書類に記載されている被保険者又は組合員等と同居している被扶養者又は療養者等から提示されたものに限る。)
- ソ 老齢福祉年金の受給者に交付されている国民年金証書
(老齢福祉年金支給規則 様式第4号)
- ツ 老人の医療費の助成に関する条例等に基づき、規則第7条第2項第4号に規定する後期高齢者医療の被保険者証に準じて交付される当該助成を受ける資格を証する医療証
- ネ 規則第7条第1項第16号に規定する療育手帳の交付を受けることができる者に対し、当該手帳に代えて福祉事務所長等が発行する知的障害者である旨を証する書類
- (注)1 上記(4)イからネに掲げる書類は、告知等の日(規則第7条第2項第1号に規定する「告知等の日」をいう。以下この項において同じ。)前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、告知等の日において有効なもの)に限られることに留意する。
- 2 法第10条第2項の非課税貯蓄申込書の提出をしようとする際、令第41条の2第

1 項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの)にあっては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

1 項((障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等))に規定する障害者等確認書類(以下この項において「障害者等確認書類」という。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、同条第1項に規定する住所等確認書類の提示又は当該住所等確認書類の提示に代えて行う法第10条第2項に規定する署名用電子証明書等の送信は要しないことに留意する。

3 法第10条第5項の非課税貯蓄申告書又は同条第4項に規定する申告書の提出をしようとする際、障害者等確認書類(告知等の日前6月以内に作成されたもの(有効期間又は有効期限のあるもの)にあっては、告知等の日において有効なもの)に限る。)に当該障害者等の氏名、生年月日及び住所の記載がされている場合には、金融機関の営業所等の長に当該記載がされた障害者等確認書類を提示することで、規則第7条第4項第2号又は第3号の住所等確認書類の提示は要しないこととして差し支えない。

4 令第41条の2第1項に規定する住所等確認書類の様式が改訂された場合において、当面の間旧様式を使用することができることとされているときは、当該住所等確認書類には当該旧様式を含むものとする。

法第23条から第35条まで(各種所得) 共通関係

(特定譲渡制限付株式等の価額)

23～35共—5の4 特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次による。

- (1) 特定譲渡制限付株式等が金融商品取引所に上場されている場合 当該特定譲渡制限付株式等につき金融商品取引法第130条((総取引高、価格等の通知等))の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)
- (2) 令第84条第1項に規定する承継譲渡制限付株式(以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合 当該旧株の最終の価格を基準として当該承継譲渡制限付株式につき合理的に計算した価額
- (3) (1)の特定譲渡制限付株式等及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該特定譲渡制限付株式等又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき(1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め

法第23条から第35条まで(各種所得) 共通関係

(特定譲渡制限付株式等の価額)

23～35共—5の4 特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日における価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価格による。

- (1) 特定譲渡制限付株式等が金融商品取引所に上場されている場合 当該特定譲渡制限付株式等につき金融商品取引法第130条((総取引高、価格等の通知等))の規定により公表された最終の価格(同日に最終の価格がない場合には、同日前の同日に最も近い日における最終の価格とし、2以上の金融商品取引所に同一の区分に属する最終の価格がある場合には、当該価格が最も高い金融商品取引所の価格とする。以下この項において同じ。)
- (2) 令第84条第1項に規定する承継譲渡制限付株式(以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。)に係る旧株が金融商品取引所に上場されている場合 当該旧株の最終の価格を基準として当該承継譲渡制限付株式につき合理的に計算した価額
- (3) (1)の特定譲渡制限付株式等及び(2)の旧株が金融商品取引所に上場されていない場合において、当該特定譲渡制限付株式等又は当該旧株につき気配相場の価格があるとき(1)又は(2)の最終の価格を気配相場の価格と読み替えて(1)又は(2)により求めた価額
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め

る価額

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある特定譲渡制限付株式等で、当該特定譲渡制限付株式等の上場又は登録に際して特定譲渡制限付株式等の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

（注） 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないもので交付法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 譲渡制限が解除された日又は同日に最も近い日におけるその特定譲渡制限付株式等の交付法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

法第36条（収入金額）関係

（棚卸資産の引渡しの日）の判定）

36—8の2 36—8の(1)の場合において、棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、船積みをした日、相手方に着荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、その者が継続して収入金額に計上することとしている日によるものとする。

（割賦販売等に係る収入金額に含めないことができる利息相当部分）

36—8の6 割賦販売等（月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等（棚卸資産の販売若しくは工事の請負又は役務の提供（法第66条第1項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期））に規定する長期大規模工事の請負を除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び延払条件が付された資産の販売等をいう。以下この項において同じ。）又は法第65条第1項

る価額

イ 売買実例のあるもの 最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある特定譲渡制限付株式等で、当該特定譲渡制限付株式等の上場又は登録に際して特定譲渡制限付株式等の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。） 金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

（注） 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないもので交付法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの 譲渡制限が解除された日又は同日に最も近い日におけるその特定譲渡制限付株式等の交付法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

法第36条（収入金額）関係

（棚卸資産の引渡しの日）の判定）

36—8の2 36—8の(1)の場合において、棚卸資産の引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日、相手方において使用収益ができることとなった日、検針等により販売数量を確認した日等当該棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、その者が継続して収入金額に計上することとしている日によるものとする。

（新 設）

（リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期）に規定するリース譲渡（同条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「リース譲渡」という。）を行った場合において、当該割賦販売等又はリース譲渡に係る販売代価又はリース料と賦払期間又はリース期間（法第67条の2第3項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引に係る契約において定められた同条第1項に規定するリース資産の賃貸借期間をいう。）中の利息に相当する金額とが区分されているときは、当該利息に相当する金額を当該割賦販売等又はリース譲渡に係る収入金額に含めないことができる。

（注） 延払条件が付された資産の販売等とは、資産の販売等で次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われるものをいう。

- ① 月賦、年賦その他の賦払の方法により3回以上に分割して対価の支払を受けること。
- ② その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の期日の翌日から最後の賦払金の支払期日までの期間が2年以上であること。
- ③ 当該契約において定められているその資産の販売等の目的物の引渡しの期日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額がその資産の販売等の対価の額の3分の2以下となっていること。

法第37条（必要経費）関係

（退職金共済掛金等の必要経費算入の時期）

37—29 令第64条第1項第1号から第6号まで（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等（以下この項において「掛金等」という。）は、翌年分以後の掛金等を前納した場合を除き、現実に支払（特定業種退職金共済組合に対する掛金については、共済手帳への退職金共済証紙の張り付け）をした日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その年中において支払期限の到来した掛金等を未払金として計上している場合において、その年分の確定申告期限までに当該掛金等の支払をしたときは、当該支払期限の到来した日の属する年分の必要経費に算入することができる。

（注） これらの掛金等について現実に支払をするまで必要経費に算入しないこととするのは、これらの掛金等を所定の期日までに支払わない場合には、その契約が解除され、未払掛金等の支払を要しないこととなるからである。

法第51条（資産損失の必要経費算入）関係

〔返品債権特別勘定〕

法第37条（必要経費）関係

（退職金共済掛金等の必要経費算入の時期）

37—29 令第64条第1項第1号から第5号まで（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等（以下この項において「掛金等」という。）は、翌年分以後の掛金等を前納した場合を除き、現実に支払（特定業種退職金共済組合に対する掛金については、共済手帳への退職金共済証紙の張り付け）をした日の属する年分の必要経費に算入する。ただし、その年中において支払期限の到来した掛金等を未払金として計上している場合において、その年分の確定申告期限までに当該掛金等の支払をしたときは、当該支払期限の到来した日の属する年分の必要経費に算入することができる。

（注） これらの掛金等について現実に支払をするまで必要経費に算入しないこととするのは、これらの掛金等を所定の期日までに支払わない場合には、その契約が解除され、未払掛金等の支払を要しないこととなるからである。

法第51条（資産損失の必要経費算入）関係

〔返品債権特別勘定〕

(返品債権特別勘定の設定)

51—20 出版業を営む者で青色申告書を提出する居住者のうち、常時、その販売する出版業に係る棚卸資産の大部分につき、一定の特約を結んでいるもの(以下この項において「特定事業者」という。)が、雑誌(週刊誌、旬刊誌、月刊誌等の定期刊行物に限る。以下51—21までにおいて同じ。)の販売に関し、その取次業者又は販売業者(以下この項においてこれらの者を「販売業者」という。)との間に次の(1)及び(2)に掲げる事項を内容とする特約を結んでいる場合には、その販売した年において51—21に定める繰入限度額以下の金額を返品債権特別勘定に繰り入れ、その繰り入れた金額に相当する金額をその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

(1) その年12月31日において販売業者がまだ販売していない雑誌(その年最後の発行に係るものを除く。以下51—21までにおいて「店頭売れ残り品」という。)に係る売掛金に対応する債務を同日において免除すること。

(2) 店頭売れ残り品をその年12月31日において当該特定事業者に帰属させること。

(注) 一定の特約とは、次に掲げる事項を内容とする特約とする。

(1) 販売業者からの求めに応じ、その販売した棚卸資産を当初の販売価額によって無条件に買い戻すこと。

(2) 販売業者において、当該特定事業者から棚卸資産の送付を受けた場合にその注文によるものかどうかを問わずこれを購入すること。

(返品債権特別勘定の繰入限度額)

51—21 返品債権特別勘定の繰入限度額は、次のいずれかの金額とする。

(1) その年12月31日における雑誌の販売に係る売掛金(その年最後の発行に係るものを除く。)の帳簿価額の合計額に当該雑誌の返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の同日における価額に相当する金額を控除した金額

(2) その年12月31日以前2月間における雑誌の販売の対価の額(その年最後の発行に係るものを除く。)の合計額に当該雑誌の返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の同日における価額に相当する金額を控除した金額

(注) 上記(1)及び(2)の返品率とは、その年及びその前年における当該雑誌の販売の対価の額の合計額のうち51-20(注)1に規定する特約に基づく当該雑誌の買戻しに係

(返品債権特別勘定の設定)

51—20 出版業を営む者で法第53条((返品調整引当金))により返品調整引当金勘定を設けることのできるものが、雑誌(週刊誌、旬刊誌、月刊誌等の定期刊行物をいう。以下51—21までにおいて同じ。)の販売に関し、その取次業者又は販売業者(以下この項においてこれらの者を「販売業者」という。)との間に次の(1)及び(2)に掲げる事項を内容とする特約を結んでいる場合には、その販売した年において51—21に定める繰入限度額以下の金額を返品債権特別勘定に繰り入れ、その繰り入れた金額に相当する金額を当該年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

(1) その年12月31日において販売業者がまだ販売していない雑誌(その年最後の発行に係るものを除く。以下51—21までにおいて「店頭売れ残り品」という。)に係る売掛金に対応する債務を同日において免除すること。

(2) 店頭売れ残り品を同日において自己に帰属させること。

(返品債権特別勘定の繰入限度額)

51—21 返品債権特別勘定の繰入限度額は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額とする。

(1) 返品調整引当金勘定への繰入限度額を令第150条第1項第1号((返品調整引当金勘定への繰入限度額))の方法により計算している場合 その年12月31日における雑誌の販売に係る売掛金(その年最後の発行に係るものを除く。)の帳簿価額の合計額に同号に規定する返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の同日における価額に相当する金額を控除した金額

(2) 返品調整引当金勘定への繰入限度額を令第150条第1項第2号の方法により計算している場合又は返品調整引当金勘定を設けていない場合 その年12月31日以前2月間における雑誌の販売の対価の額(その年最後の発行に係るものを除く。)の合計額に同号に規定する返品率を乗じて計算した金額から店頭売れ残り品の同日における価額に相当する金額を控除した金額

る対価の額の合計額の占める割合をいう。

法第52条((貸倒引当金))関係

〔一括評価による繰入れ(第二項関係)〕

(裏書譲渡をした受取手形)

52—16 事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等の金銭債権について取得した受取手形につき裏書譲渡をした場合には、当該受取手形に係る既存債権が法第52条第2項に規定する貸金(以下52—21までにおいて「貸金」という。)に該当するものとして取り扱う。

(注) 金融業等を営む者が当該事業の遂行上裏書譲渡により取得した受取手形(手形法第18条第1項本文((取立委任裏書))又は同法第19条第1項本文((質入裏書))に規定する裏書により取得したものを除く。)でその取得の原因が既存債権と関係のないものを裏書譲渡をした場合には、その受取手形の金額は、貸金の額に該当しないこととなる。

(実質的に債権とみられないものの簡便計算を適用できる場合)

52—19 . . .

(廃止)

(リース取引に係る貸金)

52—20 . . .

(廃止)

52—22 削除

法第52条((貸倒引当金))関係

〔一括評価による繰入れ(第二項関係)〕

(裏書譲渡をした受取手形)

52—16 事業の遂行上生じた売掛金、貸付金等の金銭債権について取得した受取手形につき裏書譲渡をした場合には、当該受取手形に係る既存債権が法第52条第2項に規定する貸金(以下52—22までにおいて「貸金」という。)に該当するものとして取り扱う。

(注) 金融業等を営む者が当該事業の遂行上裏書譲渡により取得した受取手形(手形法第18条第1項本文((取立委任裏書))又は同法第19条第1項本文((質入裏書))に規定する裏書により取得したものを除く。)でその取得の原因が既存債権と関係のないものを裏書譲渡をした場合には、その受取手形の金額は、貸金の額に該当しないこととなる。

(実質的に債権とみられないものの簡便計算を適用できる場合)

52—18の2 . . .

(延払基準を適用した場合の未収金等)

52—19 延払条件付販売等に該当する資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき延払基準の方法により経理している場合には、当該延払条件付販売等により生じた未収金等は、貸金に該当するものとする。この場合において、その年中に履行期日が到来しない部分を未収金等としないで棚卸資産等として経理しているときであっても、その棚卸資産等として経理している金額を貸金の額とするものとする。

(リース取引に係る貸金)

52—19の2 . . .

52—20 削除

(返品調整引当金勘定を設定している場合の貸金の額)

52—22 返品調整引当金勘定を設定している場合には、貸金の額は、当該返品調整引当金勘定の金額に相当する金額を控除しないところによる。

(廃止)	<u>法第53条((返品調整引当金)関係)</u>
(廃止)	<u>(既製服の製造業の範囲)</u> <u>53—1 令第148条第3号((医薬品等の製造業))に掲げる既製服の製造業には、背広服、制服、婦人子供服等一般に既製服と称されているものの製造業のほか、既製和服、メリヤス製婦人服、スポーツウェアその他通常外衣として着用される既製の衣服の製造業が含まれるものとする。</u>
(廃止)	<u>(磁気音声再生機用レコードの製造業の意義)</u> <u>53—1の2 令第148条第3号に掲げる磁気音声再生機用レコードの製造業とは、いわゆる録音済みのカセットテープの製造業のように、磁気音声再生機用レコードをマザーテープ等から複製により多量に製造する事業をいう。</u> <u>(注) 磁気音声再生機用レコードとは、いわゆるカーステレオ、テープレコーダー等により音声を再生することのできる磁気テープ、磁気シート等で録音済みのものをいう。</u>
(廃止)	<u>(特約の慣習がある場合)</u> <u>53—1の3 令第149条各号((返品調整引当金勘定の設定要件))に掲げる事項を内容とする慣習があると認められる場合には、文書によらないときであっても、同条各号に掲げる事項を内容とする特約を結んでいるものとして法第53条第1項の規定を適用するものとする。</u>
(廃止)	<u>(売掛金の範囲)</u> <u>53—2 令第150条第1項第1号((返品調整引当金勘定への繰入限度額))の売掛金には、その売掛金について取得した受取手形(割引又は裏書譲渡をしたものを含む。)を含むものとする。</u>
(廃止)	<u>(割戻しがある場合の棚卸資産の販売の対価の額の合計額等の計算)</u> <u>53—3 令第148条各号((返品調整引当金勘定を設定することができる事業の範囲))に掲げる事業(以下53—4までにおいて「指定事業」という。)に係る棚卸資産の販売の対価の額につき割戻しをした金額がある場合における令第150条の規定の適用については、次による。</u> <u>(1) 令第150条第1項第2号に規定する「その年12月31日以前2月間における当該指定事</u>

業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額」は、次の算式により計算した金額を控除した金額による。

その年において割戻しをした金額の合計額×当該2月間の割戻しを行う前における棚卸資産の販売の対価の額の合計額÷その年の割戻しを行う前における棚卸資産の販売の対価の額の合計額

(2) 令第150条第2項に規定する「その年及びその前年における当該指定事業に係るたな卸資産の販売の対価の額の合計額」は、これらの年において割戻しをした金額を控除しないところの金額による。

(3) 令第150条第3項に規定する「たな卸資産の販売の対価の額の合計額」は、その年において割戻しをした金額を控除した金額による。

(注) 令第150条第1項第1号((売掛金基準))の規定を適用する場合において、その年12月31日に未払金に計上している割戻しの金額があるときにおいても、当該割戻しの金額は、同号に規定する売掛金の帳簿価額の合計額の計算に関係させないことができる。

(廃 止)

(特約に基づく買戻しがある場合のその年12月31日以前2月間の棚卸資産の販売の対価の額の合計額)

53—4 令第150条第1項第2号に規定する「その年12月31日以前2月間における当該指定事業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額」は、その指定事業につき特約に基づく棚卸資産の買戻しに係る対価の額がある場合であっても、当該対価の額を控除しないで計算するものとする。

(廃 止)

(物的なかしに基づく返品がある場合の返品率の計算)

53—5 令第150条第2項に規定する「棚卸資産の販売の対価の額」及び「たな卸資産の買戻しに係る対価の額」には、販売した棚卸資産について受け入れた物的なかしに基づく返品の額は含まれないのであるが、返品が物的なかしに基づくものであるかどうか明らかでない場合には、その額を含めたところによりこれらの額を計算して差し支えない。

(廃 止)

(売買利益率の計算における広告料収入)

53—6 令第150条第3項に規定する売買利益率を計算する場合において、出版業に係る広告料収入があるときは、その広告料収入及び原価の額は当該出版業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額及びその売上原価の額に含めないのであるが、その広告料収入に係る原価の額を区分することが困難である場合には、広告料収入及びその原価の額をそれぞれ出版業に係る棚卸資産の販売の対価の額の合計額及びその売上原価の額に含めて計算して差し支えない。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

法第57条の3((外貨建取引の換算))関係

(延払基準の適用)

57の3—6 令第188条((延払基準の方法))の規定による延払基準の方法を適用する法第65条第1項に規定するリース譲渡(以下この項において「リース譲渡」という。)の対価の一部につき前受金を受け入れている場合において、その対価の全額につき57の3—2により円換算を行い、これを基として延払基準を適用しているときは、当該前受金の帳簿価額と当該前受金についての円換算額との差額に相当する金額は、当該リース譲渡の日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入し、令第188条第1項第1号に規定する賦払金割合の算定に含めることに留意する。

法第65条((リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期))関係

65—1 削除

(売買利益率の計算の基礎となる販売手数料の範囲)

53—7 令第150条第3項に規定する販売手数料には、使用人である外交員等に対して支払う歩合給、手数料等で法第204条第1項第4号((源泉徴収義務))に掲げる報酬等に該当するものも含まれる。

(返品債権特別勘定を設定している場合の期末売掛金等)

53—8 返品債権特別勘定を設定している場合には、令第150条第1項第1号に規定する売掛金の帳簿価額には51—21の(1)の雑誌の販売に係る売掛金の帳簿価額を、同項第2号に規定する対価の額には51—21の(2)の雑誌の販売の対価の額をそれぞれ含めないことに留意する。

(青色申告の承認を受けている者等の範囲等)

53—9 令第151条((返品調整引当金勘定への繰入れが認められない場合))及び第152条((死亡の場合の返品調整引当金勘定の金額の処理))に規定する「青色申告書を提出することについて税務署長の承認を受けているもの」及び「法第144条(青色申告の承認の申請)の申請書を提出したもの」の範囲並びに相続人の青色申告の承認が取り消され、又は青色申告の承認の申請が却下された場合における法第53条第1項本文の規定の適用については、52—23及び52—24の取扱いに準ずる。

法第57条の3((外貨建取引の換算))関係

(延払基準の適用)

57の3—6 令第188条((延払基準の方法))の規定による延払基準の方法を適用する延払条件付販売等の対価の一部につき前受金を受け入れている場合において、その対価の全額につき57の3—2により円換算を行い、これを基として延払基準を適用しているときは、当該前受金の帳簿価額と当該前受金についての円換算額との差額に相当する金額は、当該延払条件付販売等に係る目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入し、同条に規定する賦払金割合の算定に含めることに留意する。

法第65条((延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期))関係

(賦払の方法)

65—1 法第65条第3項第1号に規定する「月賦、年賦その他の賦払の方法」とは、支払を

(廃止)

(売買があったものとされたリース取引)

65—2 賃貸人が受取リース料を賃貸料として収入金額に計上しており、かつ、法第67条の2第1項(リース取引に係る所得金額の計算)の規定の適用によりリース資産(同項に規定するリース資産をいう。以下65—8までにおいて同じ。)の売買があったものとされた場合には、賃貸人はそのリース取引(同項に規定するリース取引をいう。以下この項において同じ。)に係る収入金額及び費用の額の計算につき、法第65条第1項(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期)の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間(リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間をいう。65—8において同じ。)中に收受すべきリース料の額の合計額を令第188条(延払基準の方法)に規定する「リース譲渡の対価の額」として取り扱う。

(注)1 そのリース取引が行われた日の属する年の翌年以後の年分において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する年の前年以前の各年分についての当該リース取引に係る収入金額及び費用の額は、原則として、令第188条に規定する延払基準の方法により計算した収入金額及び費用の額とする。

2 再リース料の額は、再リースをすることが明らかな場合を除き、リース譲渡(法第65条第1項に規定する「リース譲渡」をいう。以下65—10までにおいて同じ。)の対価の額に含めないで、その收受すべき日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

65—4 削除

受けるべき対価の額の支払期日(以下65—9までにおいて「履行期日」という。)が、頭金の履行期日を除き、月、年等で1年以下の期間を単位としておおむね規則的に到来し、かつ、それぞれの履行期日において支払を受けるべき金額が当初において具体的に確定している場合におけるその賦払の方法をいう。

65—2 削除

(売買があったものとされたリース取引)

65—2の2 賃貸人が受取リース料を賃貸料として収入金額に計上しており、かつ、法第67条の2第1項の規定の適用によりリース資産(同項に規定するリース資産をいう。以下この項において同じ。)の売買があったものとされた場合には、賃貸人はそのリース取引(同項に規定するリース取引をいう。以下この項及び65—8において同じ。)に係る収入金額及び費用の額の計算につき、法第65条第1項の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間(リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間をいう。以下65—8において同じ。)中に收受すべきリース料の額の合計額を令第188条に規定する「延払条件付販売等の対価の額」として取り扱う。

(注)1 そのリース取引が行われた日の属する年の翌年以後の年分において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する年の前年以前の各年分についての当該リース取引に係る収入金額及び費用の額は、原則として、令第188条に規定する延払基準の方法により計算した収入金額及び費用の額とする。

2 再リース料の額は、再リースをすることが明らかな場合を除き、延払条件付販売等の対価の額に含めないで、その收受すべき日の属する年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

(前年以前の延払条件付販売等に係る手数料が増加した場合)

65—4 延払条件付販売等に係る手数料の額が頭金若しくは一定回数までの賦払金が回収されることを条件として確定し、又は販売数量等に応じて逡増することとなっているなどのため、その年の前年以前の各年にした延払条件付販売等に係る手数料につき、その年においてその支払うべきことが確定し、又は既に支払った手数料の額が増加した場合には、その確定し又は増加した手数料の額は、その年にした延払条件付販売等に係る手数料に加算して当該延払条件付販売等に係る原価の額を計算することができる。

(延払基準の計算単位)

65—5 令第188条第1項の規定による延払基準の方法による収入金額及び費用の額の計算は、原則としてそのリース譲渡ごとに行うのであるが、継続して差益率のおおむね同じものごとその他合理的な区分ごと一括してその計算を行っている場合には、これを認める。

(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)

65—6 リース譲渡を行うに当たり、頭金等として相手方の有する資産をその時における価額を超える価額をもって下取りした場合には、その超える部分の金額は、取得した資産の取得価額に含めないで値引きをしてリース譲渡を行ったものとする。

(支払期日に受領した手形)

65—7 リース譲渡に係る賦払金のうちその年の翌年以後に支払期日の到来するものについて手形を受領した場合には、その受領した手形の金額は、令第188条第1項第1号に規定する支払を受けた金額には含まれない。

(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)

65—8 相手方の代金の支払遅延等の理由により、リース期間の中途においてリース譲渡をしたリース資産を取り戻した場合には、そのリース資産を取り戻した日の属する年において、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該合計額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額をもってそのリース資産を取得したものとする。ただし、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額又はそのリース資産を取り戻した時における処分見込価額をもって取得したものとして計算して差し支えない。

(契約の変更があった場合の取扱い)

65—9 法第65条第1項の規定によりその収入金額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡についてその後契約の変更があり、リース料の支払期日又は各支払期日ごとのリース料の額が異動した場合は、その変更後の支払期日及び各支払期日ごとのリース料の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、

(延払基準の計算単位)

65—5 令第188条第1項の規定による延払基準の方法による収入金額及び費用の額の計算は、原則としてその延払条件付販売等をした資産の販売等（法第65条第1項に規定する「資産の販売等」をいう。以下65—11までにおいて同じ。）ごとに行うのであるが、延払条件付販売等のうち、月賦、年賦その他の賦払の方法により対価の支払を受けることを定型的に定めた約款に基づき行われる資産の販売等について、継続して差益率のおおむね同じものごとその他合理的な区分ごと一括してその計算を行っている場合には、これを認める。

(時価以上の価額で資産を下取りした場合の対価の額)

65—6 延払条件付販売等に該当する資産の販売等を行うに当たり、頭金等として相手方の有する資産をその時における価額を超える価額をもって下取りした場合には、その超える部分の金額は、取得した資産の取得価額に含めないで販売等をした資産について値引きをしたものとする。

(履行期日に受領した手形)

65—7 延払条件付販売等に係る賦払金のうちその年の翌年以後に履行期日の到来するものについて手形を受領した場合には、その受領した手形の金額は、令第188条第1項第1号に規定する支払を受けた金額には含まれない。

(賦払金の支払遅延等により販売した資産を取り戻した場合の処理)

65—8 相手方の代金の支払遅延等の理由により、賦払期間（リース取引にあつては、リース期間）の中途において延払条件付販売等をした資産を取り戻した場合には、その資産を取り戻した日の属する年において、まだ支払を受けていない賦払金の合計額から当該金額のうちに含まれる延払損益の額を除外した金額（リース取引にあつては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額から当該金額のうちに含まれる利息に相当する金額を控除した金額）をもってその資産を取得したものとする。ただし、当該合計額（リース取引にあつては、まだ支払の行われていないリース料の額の合計額）又はその資産を取り戻した時における処分見込価額をもって取得したものとして差し支えない。

(契約の変更があった場合の取扱い)

65—9 法第65条第1項の規定によりその収入金額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用している延払条件付販売等に該当する資産の販売等についてその後契約の変更があり、賦払金の履行期日又は各履行期日ごとの賦払金の額が異動した場合における同項の規定の適用については、次による。

その変更前に既に支払期日の到来したリース料の額については、この限りでない。

(注) 法第65条第2項の規定の適用においても同様とする。

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

65—10 法第65条第1項の規定によりその収入金額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡に係る対価の額又は原価の額につきその後値増し、値引き等があったため当該リース譲渡に係る対価の額又は原価の額に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する年(以下この項において「異動年」という。)以後の各年における当該対価の額又は原価の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の対価の額又は原価の額(異動年の前年以前において計上した部分の金額を除く。)及び異動年の1月1日以後に受けるべきリース料の額の合計額を基礎として65—9によりその計算を行うものとする。ただし、その者が、その値増し、値引き等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する年分の総収入金額又は必要経費に算入するとともに、延払基準の方法についてはその異動前の契約に基づいてその計算を行うこととしているときは、これを認める。

(注) 法第65条第2項の規定の適用においても同様とする。

(廃止)

法第72条((雑損控除)関係)

(保険金等及び災害等関連支出の範囲等)

(1) その契約の変更後においてなおその資産の販売等が同項に規定する延払条件付販売等に該当するものである場合には、その変更後の履行期日及び各履行期日ごとの賦払金の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、その変更前に既に履行期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。

(2) その契約の変更によりその資産の販売等が延払条件付販売等に該当しないこととなった場合には、その資産の販売等に係る収入金額及び費用の額(その年の前年以前の事業所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入されるものを除く。)は、その該当しないこととなった日の属する年分の総収入金額及び必要経費に算入する。

(注) 法第65条第2項の規定の適用においても同様とする。

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

65—10 法第65条第1項の規定によりその収入金額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用している延払条件付販売等に係る対価の額又は原価の額につきその後値増し、値引き等があったため当該延払条件付販売等に係る対価の額又は原価の額に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する年(以下この項において「異動年」という。)以後の各年における当該対価の額又は原価の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の対価の額又は原価の額(異動年の前年以前において計上した部分の金額を除く。)及び異動年の1月1日以後に受けるべき賦払金の額の合計額を基礎として65—9によりその計算を行うものとする。ただし、その者が、その値増し、値引き等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する年分の総収入金額又は必要経費に算入するとともに、延払基準の方法についてはその異動前の契約に基づいてその計算を行うこととしているときは、これを認める。

(注) 法第65条第2項の規定の適用においても同様とする。

(延払条件付販売等に係る収入金額に含めないことができる利息相当部分)

65—11 法第65条第1項に規定する延払条件付販売等(同条第2項に規定するリース譲渡を除く。)に該当する資産の販売等を行った場合において、当該延払条件付販売等に係る契約により販売代価と賦払期間中の利息に相当する金額とが明確、かつ、合理的に区分されているときは、当該利息相当額を当該延払条件付販売等に係る収入金額に含めないことができることに留意する。

延払条件付販売等に該当しない割賦販売等についても同様とする。

法第72条((雑損控除)関係)

(保険金等及び災害等関連支出の範囲等)

72—7 法第72条第1項に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」の範囲等、盗難品等の返還を受けた場合の処理及び令第206条第1項各号に掲げる支出の範囲等については、37—15の3、51—6から51—8まで及び70—6から70—12までの取扱いに準ずる。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(廃止)

法第204条((源泉徴収義務))関係

(技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義)

204—18 令第320条第2項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第2条((定義))に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術(人文科学だけに係るものを除く。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。)を行う者をいうことに留意する。

(注) 上記かつこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。

- (1) 電気事業法第43条((主任技術者))に規定する主任技術者の業務
- (2) ガス事業法第25条((ガス主任技術者))、第65条((ガス主任技術者))又は第98条((ガス主任技術者))に規定するガス主任技術者の業務
- (3) 医師法第17条((非医師の医業禁止))に規定する医師の業務
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条((薬局の管理))、第17条((医薬品等総括製造販売責任者等の設置))、第23条の2の14((医療機器等総括製造販売責任者等の設置))又は第23条の34((再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務
- (5) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第47条各号((エックス線作業主任者の職務))に規定するエックス線作業主任の業務

72—7 法第72条第1項に規定する「保険金、損害賠償金その他これらに類するもの」の範囲等、盗難品等の返還を受けた場合の処理及び令第206条第1項各号に掲げる支出の範囲等については、51—6から51—8まで及び70—6から70—12までの取扱いに準ずる。

法第121条((確定所得申告を要しない場合))関係

(公的年金等の全部について所得税の徴収をされた又はされるべき場合の意義)

121—5の2 法第121条第3項に規定する「その公的年金等の全部について第203条の2(公的年金等に係る源泉徴収義務)の規定による所得税の徴収をされた又はされるべき場合」とは、例えば、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など法第203条の2の規定による源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給のない場合をいうのであるが、法第203条の6の規定により源泉徴収を要しないこととされる公的年金等は、これに当たらないことに留意する。

法第204条((源泉徴収義務))関係

(技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義)

204—18 令第320条第2項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第2条((定義))に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術(人文科学だけに係るものを除く。)に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。)を行う者をいうことに留意する。

(注) 上記かつこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。

- (1) 電気事業法第43条((主任技術者))に規定する主任技術者の業務
- (2) ガス事業法第31条((ガス主任技術者))に規定するガス主任技術者の業務
- (3) 医師法第17条((非医師の医業禁止))に規定する医師の業務
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条((薬局の管理))、第17条((医薬品等総括製造販売責任者等の設置))、第23条の2の14((医療機器等総括製造販売責任者等の設置))又は第23条の34((再生医療等製品総括製造販売責任者等の設置))の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務
- (5) 電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第47条各号((エックス線作業主任者の職務))に規定するエックス線作業主任の業務

(6) 食品衛生法第48条第1項((食品衛生管理者))に規定する食品衛生管理者の業務

(6) 食品衛生法第48条第1項((食品衛生管理者))に規定する食品衛生管理者の業務

附 則

(経過の取扱い(1))

所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定によりなお効力を有するものとされる改正法第1条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第53条の規定の適用を受ける場合については、この法令解釈通達の改正前の52—22及び53—1から53—9までの取扱いによる。

(経過の取扱い(2))

改正法附則第8条の規定によりなお効力を有するものとされる旧所得税法第65条の規定の適用を受ける場合については、この法令解釈通達の改正前の52—19、57の3—6及び65—1から65—11までの取扱いによる。